

# 中小企業の新たな 取り組み（経営革新） を支援します!!

経営革新計画の承認申請のしおり

～中小企業等経営強化法～

平成29年7月

島根県

中小企業等経営強化法に基づく**経営革新計画の承認申請**の手続きに当たっては、中小企業庁が作成配布しているパンフレット「**今すぐやる経営革新**」を**参考**にしてください。

なお、島根県における承認までの流れ、独自の支援施策、連絡先等、**島根県独自の部分について本しおりに記載**しておりますので、ご確認の上、手続きを行ってください。

## 1. 計画承認までの流れ

### 最寄りの相談窓口への相談

- まず**最寄りの相談窓口**（最寄りの商工団体等）へ**お気軽にご相談**ください。詳しい連絡先については、このしおりの最終ページをご覧ください。
- ビジネスプラン（経営革新計画）の作成には、**様々なお手伝い**ができますので、上記の相談窓口へ**早めのご相談をお勧め**します。

### 必要書類の準備 ・作成

- 経営革新計画を作成されたら、申請書類を作成してください。
- 支援施策のご利用に当たっては、**計画作成と並行**して、各支援施策実施機関と**事前に十分な協議**を行ってください。特に、外部からの資金調達（融資等）をご利用になる場合は、**資金調達先と必ず事前に協議**しておいてください（計画承認における審査事項になります。）

### 申請書の提出

- 計画承認申請書に必要な添付書類を添えて、県の担当窓口（最終ページ参照）に提出してください。

### 県知事の審査・承認

- 県の担当者が計画内容等のヒアリングを行います。
- 計画内容の審査後、承認された場合には、**承認通知書が交付され、各種の支援施策のご利用が可能**となります。
- なお、審査には**ヒアリング等の時間**を要しますので、融資等のご利用を予定される場合は、融資等の日程に間に合うよう**早めの申請準備**をお願いします。

### 計画の実行、支援施策の利用

- **各支援施策実施機関による審査**を経た上で、支援施策等が決定されます。
- 計画を実行しながら進捗状況の把握を行い、**PDCA サイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：検証、Action：改善）の定着**に努めてください。

### 進捗状況の確認 その他

- 計画開始後、フォローアップのために、進捗状況調査等が行われます。
- 実行後の状況により**計画の中止や変更等が生じた場合は、所定の手続きが必要**となりますので、県の担当窓口や最寄りの相談窓口（最終ページ参照）へご相談ください。

## 2. 申請書類の書き方、添付書類等

### (1) 申請書の作成

島根県版の申請様式がありますので、**必ず、県中小企業課ホームページから最新の申請様式をダウンロードして記入**してください。電子媒体や紙での提供も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。

申請書ダウンロード（県中小企業課ホームページ）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/chusho/shinjigyo/shinseisho.html>

### (2) 記入上の注意

一般的な記載方法・注意事項については、**国パンフレット「今すぐやる経営革新」**をご覧ください。県や商工団体等の窓口で配布しています。郵送も可能ですので、県の担当窓口までお申し出ください。中小企業庁ホームページ（<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/index.html>）よりダウンロードも可能です。

国の様式第9は県の様式第1、国の様式第10は県の様式第2に読み替えてください。  
補足の注意事項は以下のとおりです。

#### ① 様式第1（承認申請書）、様式第2（変更承認申請書）

- ・ 住所地は、法人の場合：**登記上**の本店所在地、個人の場合：**住民登録**の住所地（※事業所所在地ではありません）を記載してください。
- ・ **必ず連絡担当者欄を記入**してください。
- ・ **メールアドレスも極力記入**してください。経営革新に関する県からの様々な情報提供を、メールにて行う場合があります。なお、携帯電話のメールアドレスはご遠慮ください。

#### ② 別表2（実施計画と実績）

- ・ 評価基準は**数字で客観的に評価**できる基準（例：売上高、生産数量、稼働率、不良率、新規顧客数…）が望ましく、主観的な基準（例：役員の評価…）は避けてください。

#### ③ 別表3（経営計画及び資金計画）

- ・ **民間リース、産業振興財団の設備貸与制度**を利用される場合、⑯資金調達額の欄では、**総額を「その他」欄に記載**してください。
- ・ **各種補助金**を利用される場合、**補助金額を「その他」欄に記載**してください。

#### ④ 別表4（設備投資計画及び運転資金計画）

- ・ 設備投資額については、機械設備だけでなく、**土地、建物等も記載**してください（いわゆる「設備資金」の対象となるものとお考えください）。
- ・ 別表4に計上されている必要資金額に対応するものが、別表3の資金調達額にもれなく計上されているか、金額、時期等の**整合性を確認**してください。

#### ⑤ 別表6（関係機関への連絡希望）

- ・ 計画作成等に関与した**支援機関等**を連絡希望先を含むようにしてください。
- ・ 一覧にない機関への連絡も可能ですので、適宜、欄を追加して記載してください。

#### ⑥ 別表7（事例集等作成のお願い）

- ・ **県のホームページ上で承認事例の一般公開（「承認テーマ」程度の概要のみ）**を行いますので、それを念頭に置いて公開区分を記入してください。

(3) 提出書類

一般的な提出書類・注意事項については、国パンフレット「今すぐやる経営革新」をご覧ください。  
補足の注意事項は以下のとおりです。

① 添付書類

区分	必要書類	備考
法人	法人登記事項証明書又は定款の写し	可能な限り登記事項証明書を添付してください（コピーでも可）
	直近2期分の決算書	
個人	直近2期分の所得税の確定申告書の写し	

※ 変更承認申請の場合は、変更の内容に応じて異なりますので、県の担当窓口等にご確認ください。

② 参考資料

以下の資料は義務ではありませんが、審査における参考としたいので、可能な範囲内で添付をお願いします。

- ・ 企業概要（企業パンフレット、営業報告書等）
- ・ 直近の月次試算表
- ・ 新たな事業活動内容のイメージ図、具体的計画書、収支計画表等の参考資料
- ・ 設備投資がある場合、土地、建物、設備等の内容が分かるもの（図面、見積書、パンフレット等）

3. 支援施策について

以下の施策が用意されています。国パンフレット「今すぐやる経営革新」に紹介されているものは施策内容を記載していませんので、詳細は国パンフレットをご覧ください。

太字のものは、**島根県独自の施策**です。

なお、計画の承認は、各支援施策の実行を保証するものではありませんので、**計画承認申請の準備と並行して、各施策実施機関へ事前に十分な協議**を行ってください。

区分	施策名	全国/県
融資	① 信用保証の特例	全国
	<b>② 県制度融資の特別融資（経営革新支援資金）</b>	<b>県独自</b>
	③ 政府系金融機関による低利融資制度	全国
	④ 高度化融資制度	全国
	（⑤ 小規模企業設備資金貸付制度の特例）	実施せず
	<b>⑥ 設備貸与の特例</b>	<b>県独自</b>
投資	⑦ 起業支援ファンドからの投資	全国
	⑧ 中小企業投資育成株式会社からの投資	全国
補助	<b>⑨ ISO シリーズ等の国際規格認証取得促進助成金</b>	<b>県独自</b>
	<b>⑩ 事業承継新事業活動支援助成金</b>	<b>県独自</b>
	<b>⑪ ものづくり企業連携支援事業</b>	<b>県独自</b>
販路	⑫ 販路開拓コーディネート事業	全国
	⑬ 中小企業総合展への出展	全国
特許	⑭ 特許関係料金減免制度	全国
海外展開	⑮ 株式会社日本政策金融公庫法の特例	全国
	⑯ 貿易保険法の特例	全国
	⑰ 中小企業信用保険法の特例	全国

各支援施策の補足説明は、以下のとおりです。

区分	施 策 名	全国／県
	特記事項（県独自施策の場合は施策内容）	
	県内での問合せ先	

融資	① 信用保証の特例	全国
	（特記事項なし）	
	島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837	

融資	② 県制度融資の特別融資（経営革新支援資金）	県独自
	（対象者）計画承認を受けた中小企業者、組合等 （融資利率）責任共有：年 1.45%、責任共有外：年 1.3% （保証料）責任共有：年 0.4～1.5%、責任共有外：年 0.4～1.7% （融資限度額）設備：8 千万円、運転：5 千万円 （融資期間）設備：12 年以内、運転：7 年以内（いずれも据置 1 年以内） （保証人）法人：1 人以上、個人：原則不要 （担保）取扱金融機関又は島根県信用保証協会の決定による （申込先）最寄りの商工会議所、商工会等 ※ 別途、取扱金融機関、島根県信用保証協会の審査があります。計画承認は、融資実行を保証するものではありません。	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	③ 政府系金融機関による低利融資制度	全国
	（特記事項なし）	
	株式会社日本政策金融公庫 松江支店（中小企業事業）TEL 0852-21-0110 // 松江支店（国民生活事業）TEL 0852-23-2651 // 浜田支店（国民生活事業）TEL 0855-22-2835 株式会社商工組合中央金庫 松江支店 TEL 0852-23-3131 // 浜田営業所 TEL 0855-23-3033	

融資	④ 高度化融資制度	全国
	（特記事項なし）	
	県商工労働部中小企業課（金融グループ）TEL 0852-22-5883	

融資	（⑤ 小規模企業設備資金貸付制度の特例）	実施せず
	（※島根県では制度休止中につき実施していません。）	

融資	<b>⑥ 設備貸与の特例</b>	<b>県独自</b>
	<p>(対象者) 計画承認を受けた事業者  (利用限度額) 100万円～1億円(税込価格)  (金利) 残金に対して年1.60%(通常年1.75%)  (保証金) 設備価格の5%  (償還期間等) 7年以内(6,000万円超の場合及び公害防止設備は12年以内)、据置1年以内の月賦均等償還  (保証人) 連帯保証人1名以上  (担保) 物的担保は原則不要  ※ 中古設備も対象となります(詳細をご確認ください)。  ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、貸与実行を保証するものではありません。</p>	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5113 // 石見事務所 TEL 0855-24-9301	

投資	<b>⑦ 起業支援ファンドからの投資</b>	<b>全国</b>
	(特記事項なし) 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 ファンド企画課 TEL 03-5470-1672	

投資	<b>⑧ 中小企業投資育成株式会社からの投資</b>	<b>全国</b>
	(特記事項なし) 大阪中小企業投資育成株式会社 TEL 06-6459-1700	

補助	<b>⑨ ISOシリーズ等の国際規格認証取得促進助成金</b>	<b>県独自</b>
	<p>(対象業種) 製造業又は情報サービスを営む者(製造業又は情報サービス業の分野での取得を目指す者)  (対象経費) 専門家経費、審査登録に要する経費  (助成額) 対象経費の1/2以内で、1件当たり100万円以内  ※ 別途、しまね産業振興財団の審査があります。計画承認は、補助金の交付決定を保証するものではありません。</p>	
	公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115	

補助	⑩ 事業承継新事業活動支援助成金	県独自
	<p>(1) 体制整備型</p> <p>①概要：後継予定者を中心とした経営体制を整備する取組</p> <p>②対象者：10年後までに事業承継を行う予定の県内中小企業者 ※事業承継計画の策定が必要</p> <p>③事業区分助成対象</p> <p>○事業承継計画策定・実施事業：承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等</p> <p>○人材育成事業：体制強化に向けた幹部人材の育成経費等（研修経費等）</p> <p>④補助率 1/2</p> <p>⑤助成金上限額 100万円～200万円（1事業区分ごとに上限100万円）</p> <p>⑥助成下限額 総額10万円</p> <p>⑦助成期間 事業採択日の属する年度の3月31日まで</p> <p>⑧実施機関：各商工会議所、各商工会及び商工会連合会、中小企業団体中央会、 （公財）しまね産業振興財団</p> <p>(2) 経営革新型</p> <p>①概要：経営の維持・向上を図るために、後継者・後継予定者を中心として取り組む新事業活動等</p> <p>②2年前から10年後までの間に事業承継を行った又は行う予定の県内中小企業者 ※承継予定企業は事業承継計画の策定が必要</p> <p>③事業区分助成対象</p> <p>○事業承継計画策定・実施事業：承継手続、後継者育成、経営方針策定経費等</p> <p>○新商品新サービス開発・収益力強化事業：商品開発、V/A外変更等の新事業活動に要する経費</p> <p>○販路開拓事業：新事業活動に伴う販路開拓に要する経費（展示会出展等）</p> <p>○人材育成事業：新事業活動に必要な幹部育成に要する経費（研修経費等）</p> <p>④補助率 1/2 [経営革新計画の法承認を受けた場合は、2/3]</p> <p>⑤助成上限金額 100万円～300万円（1事業区分ごとに上限100万円） [経営革新計画の法承認を受けた場合、上限額100万円を引き上げ（最大400万円）]</p> <p>⑥助成下限額 総額10万円</p> <p>⑦助成期間 事業採択日の属する年度の3月31日まで</p> <p>⑧実施機関：各商工会議所、各商工会及び商工会連合会、中小企業団体中央会、 （公財）しまね産業振興財団</p> <p>窓口：各商工会議所、各商工会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会 公益財団法人しまね産業振興財団</p> <p>担当：県商工労働部中小企業課（経営力強化支援室） 県西部県民センター商工労政事務所（商工振興課）</p> <p>※ 各機関の連絡先については、P8をご覧ください。</p>	

補助	<b>⑪ ものづくり企業連携支援事業</b> <span style="float: right;">県独自</span> (事業目的) 地域の企業が連携した取組により、取引拡大または新たな取引開始を目指すことにより、企業の競争力強化を促進し、地域経済への波及効果を図ることを目的としております (対象者と業種) 3社以上の中小製造業により構成される企業グループ (支援メニューと優遇措置) ○ものづくりアドバイザー派遣(専門家派遣事業) 派遣回数の増加 通常派遣回数(企業毎に6回)+グループ向け派遣6回 ○国際規格等取得促進事業 助成上限金額の増加 通常100万円→200万円 ○取引拡大型試作開発助成 助成上限金額の増加 通常100万円→200万円 ○革新型研究開発助成 助成上限金額の増加 通常500万円→1000万円 ※県内大学・高専等との共同研究上乘せ: 通常300万円→500万円 ○専門展示会出展助成 助成上限金額の増加 通常30万円→90万円 公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課 TEL 0852-60-5115
----	--

販路	<b>⑫ 販路開拓コーディネート事業</b> <span style="float: right;">全国</span> (特記事項なし) 中小企業基盤整備機構中国本部 経営支援部 経営支援課 TEL 082-502-6555
----	---

販路	<b>⑬ 中小企業総合展への出展</b> <span style="float: right;">全国</span> 計画承認を受け、自社で開発した製品・サービス等で出展を希望される場合、出展審査等において考慮があります。 中小企業基盤整備機構 販路支援部 販路支援課 TEL 03-5470-1525
----	---

特許	<b>⑭ 特許関係料金減免制度</b> <span style="float: right;">全国</span> (特記事項なし) 中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課 特許室 TEL 082-224-5680
----	--

海外展開	<b>⑮ 株式会社日本政策金融公庫法の特例</b> <span style="float: right;">全国</span> (特記事項なし) 株式会社日本政策金融公庫 松江支店(中小企業事業) TEL 0852-21-0110
------	---

海外展開	<b>⑯ 貿易保険法の特例</b> <span style="float: right;">全国</span> (特記事項なし) 株式会社日本貿易保険 営業第二部 TEL 03-3512-7670
------	--

海外展開	⑰ 中小企業信用保険法の特例	全国
	(特記事項なし)	
島根県信用保証協会 TEL 0852-22-2837		

#### 4. 相談窓口（最寄りの商工団体）

##### ・ 商工会議所

松江 0852-32-0505    浜田 0855-22-3025    出雲 0853-25-3710  
益田 0856-22-0088    大田 0854-82-0765    安来 0854-22-2380  
江津 0855-52-2268    平田 0853-63-3211

##### ・ 商工会

まつえ北 0852-82-2266    東出雲町 0852-52-2344    まつえ南 0852-66-0861  
安来市 0854-32-2155    奥出雲町 0854-54-0158    雲南市 0854-45-2405  
飯南町 0854-76-2118    斐川町 0853-72-0674    出雲 0853-53-2558  
銀の道 050-3784-0955    川本町 0855-72-0123    美郷町 0855-75-0805  
邑南町 0855-95-0278    桜江町 0855-92-1331    石中央 0855-42-0070  
美濃 0856-52-2537    津和野町 0856-72-3131    吉賀町 0856-77-1255  
隠岐の島町 08512-2-1157    隠岐國 08514-2-0376    西ノ島町 08514-6-1021  
（※ 本所のみ記載しています。支所等については、本所にご確認ください。）

- ・ 島根県商工会連合会 0852-21-0651（本所）、0855-22-3590（石見事務所）
- ・ 島根県中小企業団体中央会 0852-21-4809
- ・ 公益財団法人しまね産業振興財団 0852-60-5115（本部）、0855-24-9301（石見事務所）

#### 5. 県の担当窓口（申請書提出先）

区域	担当	所在地	電話(上)・FAX(下)
東 部 隠 岐	商工労働部中小企業課 (経営力強化支援室)	〒690-8501 松江市殿町 1 (県庁本庁舎 2 階)	0852-22-5288 0852-22-5781
		〒697-0041 浜田市片庭町 254 (県浜田合同庁舎 2 階)	0855-29-5649 0855-22-5306
西 部 (大田市、 邑智郡以西)	西部県民センター商工労政事務所 (商工振興課)		

**制度の詳細い説明、申請書等のダウンロードは**

→島根県中小企業課ホームページへ

経営革新 島根

検索

<http://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien>（※ lg はエル・ジーです）

※ このしよりの内容は、平成 29 年 7 月現在です。支援施策の内容等は、その後、変更される場合もあります。